

勧告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（指定職給料表を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいる場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,500円とすること。

イ 勤勉手当及び期末特別手当

(ア) 勤勉手当の支給割合

a 平成19年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.775月分（特定管理職員にあっては、0.975月分）とすること。

b 平成20年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.95月分）とすること。

(イ) 期末特別手当の支給割合

12月に支給される期末特別手当の支給割合を1.8月分とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第2号任期付研究員給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)のイの(ア)及び(イ)並びに2の(2)については、平成19年12月期の勤勉手当等から適用し、第1の1の(2)のイの(ア)のbについては、平成20年4月1日から実施すること。